

事業評価書（事後）

平成 19 年 8 月

評価対象（事業名）	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充			
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課			
関係部局・課室	-			
関連する政策体系				
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること		
施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること		
施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること		
個別目標 1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること		
個別目標 2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること		

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成 15 年度）						
(1) 現状分析						
児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合は約半数となっている。						
				平成 14 年度 52.2%		
				平成 11 年度 59.7%		
				平成 13 年度 23.6%		
				平成 14 年度 64.3%		
(2) 問題点						
虐待を受けた児童は、(1) 大人への安心感、安全感の形成が欠如、(2) 子どもらしい感情表現が困難、(3) 他者との信頼関係の構築が困難などの傾向が強いため、施設内でのケアが困難な状況になってきている。						
(3) 問題分析						
虐待を受けた児童は、情緒面で未成熟であったり、人間関係の構築が苦手なことから、集団生活になかなか慣れない等の傾向があるため、集団的なケアを基礎とする施設内で問題行動を起こしている。						
(4) 事業の必要性						
虐待を受けた児童は、大人に対する不信感等があり、集団での生活になじめない等の傾向があるため、施設に個別対応職員を配置し、個別対応職員との個別的な関わりを通じての情緒の安定等を図り、集団生活へ適応していくようにしていく必要がある。						
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析						
(1) 現状分析						
児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合は約半数となっているなど、子どもの抱える背景が多様化し、社会的状況は大きく変化してきている。このような状況に対応できる体制を整備することが強く求められている。						
(2) 問題分析						
虐待を受けた児童は、情緒面で未成熟であったり、人間関係の構築が苦手なことから、集団生活になかなか慣れない等の傾向があるため、集団的なケアを基礎とする施設内において問題行動を起こす場合がある。						
現状・問題分析に関連する指標						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	児童養護施設等の入所児童に占める虐待を受けた児童の割合（単位：％）					

①児童養護施設	52.2	53.7	62.1	—	—
②乳児院	23.6	24.7	27.5	28.9	—
③情緒障害児短期治療施設	64.3	66.0	69.8	68.0	—

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1の①は、全国児童養護施設協議会、②は全国乳児福祉協議会、③は全国情緒障害児短期治療施設協議会の調べによる。
 ・①の平成17～18年欄の数値、②及び③の平成18年欄の数値は、各団体の調査結果が未発表のため、記載できない。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

被虐待児個別対応職員が、職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接、創作活動（ものづくりなど）、生活場面での個別対応、保護者への定期的なケア、子どもに対するケアに関する一般職員等へのアドバイスを行う。
--

(3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額（単位：百万円）	H16	H17	H18	H19	H20
	70,747	71,211	72,501	75,255	77,965

※入所施設措置費の内数。

※H20年欄は、予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
被虐待児個別対応職員の配置か所数の増	
政策効果が発現する時期	なし。
目標達成時期	なし。

4. 評価指標

アウトプット指標	H14	H15	H16	H17	H18
1 被虐待児個別対応職員の配置か所数の増(単位：か所)	—	—	630	675	682

(調査名・資料出所、備考)
 ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。
 ・事業開始が平成16年度からのため、平成14年～15年欄の数値は記載できない。

参考指標	H14	H15	H16	H17	H18
1 児童虐待相談対応件数(単位：件)	23,738	26,569	33,408	34,472	37,343

(調査名・資料出所、備考)
 ・参考指標1は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。
 ・平成18年度の数値は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。

5. 事前評価の概要

必要性の評価	虐待を受けた子どもの施設への入所が増えている中、そのような子どものケアは、喫緊の課題であり、国が誘導する形で全国的に取り組む必要がある。
有効性の評価	児童養護施設等においては、虐待を受けた子ども等、集団処遇では対処しきれない子どもが増加しており、職員と子どもが1対1での対応等を行う必要があることから、個別対応職員を配置し、個別的なケアを実施し、児童の健全な育成を図る。
効率性の評価	子どもへの1対1の面接、生活場面での1対1の対応などにより、個別対応職員との関係が良好になることにより、次第に他の人に対する関係が良好になっていく。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
児童養護施設等においては、虐待を受けた子ども等、集団処遇では対処しきれない子どもが増加しており、職員と子どもが1対1での対応等を行う必要があることから、個別対応職員を配置し、個別的なケアを実施し、児童の健全な育成を図る。
有効性の評価
被虐待児個別対応職員の配置か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、被虐待児個別対応職員を拡充することは、集団処遇では対処しきれない子どもに対して個別対応職員により1対1での個別ケアを行うことにより、より子どもの健全な育成を図ることができると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価
被虐待児個別対応職員の配置か所数の拡充を通じて、問題行動の多い子どもを個別対応することにより、個別的なケアが確保されることになり、入所児童の健全な育成の実効性が確保されると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
④会計検査院による指摘
なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。